

訴 状

2021（令和3）年 9月17日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 哲 之

弁護士 佐 藤 博 文

弁護士 小 野 寺 信 勝

弁護士 市 川 大 輔

弁護士 今 橋 直

弁護士 齋 藤 耕

弁護士 竹 信 航 介

弁護士 成 田 悠 葵

弁護士 渡 辺 達 生

弁護士 大和田 貴史

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

個人情報不開示処分取消等請求事件

訴訟物の価格 金220万0000円

行政処分取消 160万円

損害賠償請求 60万円

貼用印紙額 金1万6000円

予納送達費用 金4000円

請求の趣旨

- 1 被告が、原告に対し、令和3年7月6日付けで行った別紙1「5」に対する個人情報不開示処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対して、金60万円及び本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 原告の個人情報開示請求と被告の不開示処分

- 1 原告は、2020（令和2）年9月18日、被告に対して、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）第13条第1項の規定に基づき、別紙1に記載した5項目の開示請求を行い、同日に受付された（甲1）。
- 2 しかるに、被告は、同年12月15日付け個人情報不開示決定通知書をもって、別紙1の5項目のうち、「5」について、不開示処分とした（甲2。以下「前不開示決定」という）。
- 3 前不開示決定に対して、原告は、2021（令和3）年1月22日、札幌地方裁判所に取消訴訟を提起した（令和3年（行ウ）第3号。以下「前取消訴訟」という）。
- 4 被告は、前取消訴訟係属中（第1回弁論期日と第2回弁論期日の間）の同年7月6日、前不開示決定を、下記の理由で取り消した（以下「本件取消処分」という。甲3。なお、関係法条は別紙3参照）。

記

特定した保有個人情報は、総長選考会議に設置された調査委員会において、非公開を前提とした事実確認によるものであることから、公にすることにより、率直な意見の表明を控える等、事実確認への協力を得ることが困難になり、本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、また、開示請求者以外の個人にかかる情報であり、公にすることにより、個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあること、以上から法第14条第5号柱書き（事務事業等情報）及び同条第2号（個人情報）に該当することから、不開示と判断しました。

しかしながら、改めて開示請求のあった保有個人情報について検討した結果、一部については、開示請求者以外の個人の権利利益を直ち

に害するおそれ及び本学の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない部分があると判断し、原処分を取り消すことにいたします。

- 5 被告は、同日付け個人情報開示決定通知書で、別紙2の「1 開示する保有個人情報」について開示するとしながら、「2 不開示とした部分とその理由」について不開示とする決定をした（甲4。以下「本件不開示決定」という）。
- 6 また、同日付け個人情報不開示決定通知書で、7本の録音データについて、不開示決定をした（甲5）。
- 7 原告は、同月29日、被告より前記に基づく開示の実施を受けた。

第2 本件不開示処分の違法性

前記「第1」5で被告が挙げる不開示事由は、本件請求文書に該当せず、不開示とした決定は違法である。その理由は以下のとおりである。

1 不開示部分とその理由が特定されていないこと

- (1) 情報開示請求がなされた場合、実施機関は、請求された文書を特定するとともに、一部不開示とする場合にはその部分を特定して概要、不開示とした理由（法令根拠）を示さなければならない。そうでなければ、請求者が不開示に対して異議申し立てすることができないし、判断機関（審査会や裁判所）も判断できない。
- (2) しかるに被告は、法第14条2号の個人識別情報と同条3号の法人等情報、同条5号柱書の事務事業等情報の条文該当性を挙げ、該当する内容を縷々説明するが、実際の開示結果は、被告が説明する不開示事由が記載された文書なのかどうかも全く分からないほど黒く塗りつぶされたものである。

例えば、録音反訳書 8 点の開示する保有個人情報（部分開示）の(45)乃至(52)をみると、「総長」の記載は開示されているので、原告に対する録音反訳書らしいことは判るものの、(bh)「開示請求以外の指名及び職名」、(bi)「録音月日及び時間、録音概要、録音時の状況、発言内容、発言時の様子」、(bj)「録音月日、発言内容」、(bk)「録音月日及び時間、録音概要、発言内容」が不開示（黒塗り）にされており、結局は、原告本人にとって、いつ、どこで、誰を相手に、何を話したのか、内容が全く分からない。

これでは、法第 6 条が定める正確性の確保、すなわち個人情報が不正確なまま用いられることを未然に防止するために請求者が自分の個人情報の内容を確認できること、そして、その結果として、法 27 条に基づく訂正請求権を行使すること等が全くできない。

さらには、1 つの文書の中でも開示可能な部分と非開示部分があるのが普通だが、その区別と対応する不開示事由の明示もない。

このように、開示請求者にとって、不開示文書あるいは不開示部分とその理由が明らかにならないような決定は、そもそも適法要件を欠くと言わざるをえない。

2 実質的に全部不開示に等しいこと

(1) 実際に、今回の取消決定と新たな不開示決定は、前不開示決定と比較して、どれほど開示範囲を拡大したであろうか。

① 例えば、事案資料 7（甲 4 4）は「録音反訳」だが、今回開示された 10 頁のうち、開示されたのは、年度（月日は不開示）と原告名、原告のメールアドレス、被告名とその住所だけである。5 頁目以降は、行の頭に付された「・」まで■で黒塗りにされている。

これでは、「録音反訳」と言っても、月日も場所も話の内容も何一

つ分からず、実質は「全部不開示」と何ら変わらない。

② 事案資料 9 (甲 4 6) は、全部で 1 3 頁あるうち、初めの 6 頁を含む相当部分が開示された。しかし、開示された文書は、航空チケット控や羽田空港ターミナルの平面図などであり、これはそもそも、不開示とされるべき個人識別情報にも法人等情報にも事務事業等情報にも該当しないことは明白である。このことは、被告が、違法を承知で初めから丸ごと不開示にしたと言わざるをえない。

③ ヒヤリング記録 1 (全部で 4 8 頁。甲 6) も、前記①と同じで、全部が不開示で、いつ、誰に対して、何を聴取したか、内容が全く分からないようになっている。

ところが同記録は、実は、被告が、総長解任処分取消訴訟で丙第 1 号証 1 ~ 4 4 頁として黒塗りなく提出している。閲覧制限 (民事訴訟法 9 2 条 1 項) の申立てをすることもなく、公開されている。

加えて、訴訟丙第 1 号証では全部で 4 4 頁だが、今回の情報開示では 4 8 頁あり、その違いは情報開示の 4 4 ~ 4 7 頁 (甲 6 の末頁の 2 枚前からの 4 枚) にある。同頁は、その様式から時系列に事実を整理した一覧表であり、ヒヤリングと不可分一体の資料と推察される。

これは、被告が一部を抜いて証拠にしたことを意味し、「法人文書」について、その開示や利用をご都合主義的に行なっていることを示している。

3 法第 1 4 条 2 号の事由 (個人識別情報) の非該当性

(1) 個人識別情報を保護する目的は、法人における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することにある。

これに対して、法が法人文書に記載されている個人識別情報を非開示としたのは、他方で、開示請求者以外のプライバシーをはじめとする権利利益を保護する必要があるからである。

- (2) しかし、法は、開示請求者以外の個人識別情報の不開示が行き過ぎないように、「氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」として、不開示部分を必要最小限度に止めるよう命じている（第15条2項）。

さらに、仮に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要がある場合には、当該保有個人情報を開示することができるとしている（第16条）。

- (3) しかるに、本件決定における不開示事由は法第14条2号のみであり、法第15条2項による部分開示等の検討がされていない。

すなわち、本件は、原告の総長解任処分に係る調査委員会資料であり、被告の役員や幹部職員、顧問弁護士、調査委員の肩書や氏名などが記載され、かつ、被告大学の職務遂行に係る情報（同条2号ハ）であるから、同条項（開示されるべき事由）の該当性が積極的に検討されて然るべき事案である。しかるに、本件不開示決定は、かかる検討を行っていない。

4 法第14条5号柱書き（事務事業等情報）の非該当性

- (1) 本号は、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報で、開示することにより、「イ～トに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性

質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報とするものである。

ここで言う「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務または事業の内在的性格に照らして保護する必要がある場合のみ不開示にすることができる趣旨である。

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長の広範な裁量を認める趣旨ではなく、事務または事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、開示することの必要性等の種々の利益を衡量した上で、事務または事業の適正な遂行への支障といえるものが認められなければならない。名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である（別冊法学セミナー新基本法コンメンタール「情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法」390頁）。

そして、この主張立証責任は実施機関である被告にある。

(2) しかし、本件の対象文書は、被告により「閲覧」を認める判断がされたものが大多数である。すなわち、

ア 別紙1の「5」添付の一覧表は、被告が原告代理人（当時の）の開示要求に対して、文書の特定と開示の程度・方法を示したもので、もともと被告作成資料である。

「閲覧」欄の○は閲覧させる、×は閲覧させない、「謄写」欄の○は謄写を認める、×は認めないというものである。「閲覧」の方法について、被告は、筆記及びパソコンによる打ち込みに制限し、コピーや写真撮影を認めず、録音データの複製も認めなかった。さらに、「取得した情報を第三者に開示いたしません」等の誓約書の提出を条件とした。

イ かかる閲覧、謄写の条件をめぐり、被告と当時の原告代理人との間で厳しいやりとりとなり、最終的に、原告は被告の不当な条件を受け入れず（従って「閲覧」できず）、原告代理人だけが誓約書を提出し、被告もそれです承し「閲覧」したという経緯だった。

ウ 以上より、「閲覧」欄に○が記載された文書は、不当な条件を課してはいたが、当時の被告が「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」ものではないとして、原告本人への閲覧を認める判断をしたものである。

- (3) さらに、本件の調査委員会資料の大部分は、総長解任処分取消訴訟において、被告が、丙号証として黒塗りすることなく提出している。閲覧制限（民事訴訟法92条1項）も申し立てることなく、公開されている。

以上の経緯より、本件の調査委員会資料が公になっても「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がないことを、被告は事実上認めており、実際にも支障は生じていない。従って、本件の実質的な全面不開示決定は矛盾していると言わざるをえない。

第3 出訴期間（6か月）

2021（令和3）年7月6日付けの本件不開示決定通知書（甲4）が、同月7日に、原告に到達した。

（なお、同日に不開示決定通知がなされた7本の録音データ（甲5）については、本訴訟の対象としない。）

第4 損害賠償請求

1 先行的事実（背景事情）

- (1) 原告は、2017年4月から被告の総長の職にあったが、2019年

6月21日、被告の総長選考会議において総長解任申出が決議され、同年7月10日に文部科学大臣に解任の申し出がなされた。

これに対して、文部科学大臣は、2020年6月26日、同月30日付けで原告を解任した。

(2) ところが、原告に対する解任理由が変遷している。

総長選考会議が設置した調査委員会は、34の非違行為（日常的なハラスメント行為23、対外的信用失墜行為2、研究者としての問題行為3、その他総長としての資質を疑われる行為6）があった旨報告した。

これに対して、総長選考会議の解任申出の決議では、30件の非違行為を認定したが、「総長として適切と言える行動であったか」について判断したとされ、ハラスメント行為を認定していない。

一方、解任した文部科学大臣は、28件を認定し、その内容は、ハラスメント18件、信用失墜行為2件、大学代表者及び研究者としての問題行為3件、その他資質を疑われる行為5件とされた。

(3) 以上の経緯の中で、総長選考会議が設置した調査委員会が収集・整理・作成した資料が、唯一かつ全部の資料と言ってよい。

従って、当事者である原告がこれにアクセスし、被告が保有する解任処分に係る情報の存否と内容の正確性を確認し（法第6条）、反論、反証等をする権利ないし利益が保障されるべきことは当然である。

2 本件取消処分及び本件不開示処分による不法行為

(1) 両処分がもたらした権利侵害

ア 今回の不開示処分の取消決定（甲3）は、次のように言う。

「しかしながら、改めて開示請求のあった保有個人情報について検討した結果、一部については、開示請求者以外の個人の権利利益を直ちに害するおそれ及び本学の事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれが少ない部分があると判断し、原処分を取り消すことにいたします。」

しかし、「改めて検討した結果」は、前記第2で述べたとおり、実質的には全面的な不開示に等しく、「一部について」見直したと開示したものは、不開示が明らかに違法だった部分にすぎない。その実質は、違法な「全部不開示」を可及的に維持しようとしたものであった。

そして、これによりもたらされたものは、本件不開示処分を形式的にリセットすることで原告の「訴えの利益」を失わせ、前不開示処分取消訴訟の遂行を頓挫させることだった。

- (2) 今回の被告のようなやり方がまかりとおるならば、実施機関は、請求者から不開示処分取消訴訟が提起されたら、形式的な取消と新たな開示決定を繰り返すことで、請求者の司法判断を求める権利・利益を失わせることができる。

なぜならば、訴訟という司法判断の土俵を外されたうえ、さらなる裁判費用や時間的拘束などの負担を強いられると、原告のような個人が再び訴訟を提起することは極めて困難だからである。

他方、被告は、最初の不開示処分を実質的に維持できる結果になるほか、情報開示請求者に対して、被告の開示決定に異議を申し立てても無駄だと思わせる「みせしめ」の効果が得られることになる。

これは、法的強者が法的弱者に対して行なうスラップ訴訟と同じ構造をなすものである。

- (3) 原告の受けた人格権ないし人格的利益の侵害

憲法13条は、個人の尊厳の確保、幸福追求権の保障を定め、この中には、名誉やプライバシーなど、広く人の精神的側面に関する利益が含まれ、それらを人格権あるいは人格的利益と総称し、私権として

保護される。

この中に、個人情報保護法等で具体化されている、自己情報コントロール権も含まれる。すなわち、法人によって収集・管理・利用・提供されている自己の情報について、その内容（存否、正確性）を確認し、それにアクセスし、個人情報保護法が定める開示・訂正・抹消等のほか、自らの権利実現（民事等の裁判遂行等も含む）のために利用することもできるとする権利もしくは利益である。

ところが、被告が一体的に行なった本件取消処分と本件不開示処分は、前述したとおり、このような原告の権利もしくは利益を、故意又は重大な不注意によって侵害するものであった。

2 原告の損害

- (1) 前記1のとおり、原告は、前取消訴訟を取り下げたうえで、本件訴訟を改めて提起し直すことを余儀なくされた。その精神的及び労力的な負担と苦痛は甚大であり、少なくとも50万円の慰謝料を以て償われるべきである。
- (2) 本件訴訟を遂行するにあたっては、独立行政法人等個人情報保護法の解釈適用などの法律的な知見と、被告の不法行為責任を追及する訴訟技術が必要であり、弁護士の助力を得ることが不可欠である。そこで、本件訴訟遂行に要する弁護士費用として、少なくとも10万円が原告の損害として認められるべきである。

3 請求

- (1) 前記2のとおり、合計金60万円の支払いを求める。
- (2) 同金額に対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第5 関連する訴訟

原告は、令和2年12月10日、総長解任処分取消等請求訴訟を提起し（札幌地方裁判所（行ウ）第36号）、係属中である。

第6 結論

以上より、請求の趣旨記載のと通りの判決を求めるものである。

立 証 方 法

1 書証

別紙「証拠説明書」記載のとおり

2 その他

必要に応じて提出する。

添 付 書 類

1	訴訟委任状	1通
1	資格証明	1通
1	訴状副本	1通
1	甲第1乃至57号証写し	各1通